

改正案

現行

<p>（証券専門会社等の業務等） 第五十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第六十六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第五十一条第一項（事業再構築計画の認定）、第七十一条第一項（経営資源再活用計画の認定）、第九条第一項（経営資源融合計画の認定）、第十一条第一項（資源生産性革新計画の認定）、第十四条第一項（事業革新設備導入計画の認定）若しくは第十六条第一項（資源制約対応製品生産設備導入計画の認定）に規定する認定を受けている会社又は同法第三十九条の二第一項（中小企業承継事業再生計画の認定）に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している</p>	<p>（証券専門会社等の業務等） 第五十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第六十六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第五十一条第一項（事業再構築計画の認定）、第七十一条第一項（共同事業再編計画の認定）、第九条第一項（経営資源再活用計画の認定）、第十一条第一項（技術活用事業革新計画の認定）、第十三条第一項（経営資源融合計画の認定）又は第十六条第一項（事業革新設備導入計画の認定）に規定する認定を受けている会社</p>
---	---

会社

六〇八

五〇九

(略)

(略)

六〇八

五〇九

(略)

(略)